

茨木市産業環境部
資源循環課
TEL:072-620-1814
FAX:072-627-0289
E-mail: shigenjunkan@city.ibaraki.lg.jp

減量推進員ニュース



廃棄物減量等推進員の皆さまには、**地域と市のパイプ役**として、**ごみ減量・リサイクル推進**にご協力をお願いします。

推進員の方の主な活動は下記の4つです。2年間(※)よろしくお願ひいたします。

(推進員の任期は2年間です。途中で交代がある場合は変更届の提出をお願いします)

1 ごみ集積場所の確認

各地域のごみ集積場所の状態を把握していただき、実情に応じて市の制度等をご利用ください。ごみ集積場所で利用するものとして、下記の物品(一例)を貸与・配布しています。



ごみ集積所看板



防鳥ネット



びん回収箱



ラミネート看板

2 ごみの適正排出の啓発

「ごみの分け方・出し方」のリーフレットや、ごみ出しに便利なスマートフォン用アプリ「茨ごみプリ」のチラシを、希望の方に印刷、配布しています。地域での正しいごみ出し啓発にご活用ください。



リーフレット



冊子※



チラシ

※お渡しできる数は限りがあります。

3 地域の要望や提言等の伝達

ごみに関する要望や提言等がありましたら、自治会の意見をまとめて市の担当課へ相談、協力依頼をしてください。

資源物・ごみの **分別、減量化、再資源化** → 072-620-1814 : 資源循環課

資源物・ごみの **収集、ごみ集積場** → 072-634-0351 ~ 環境事業課

4 市の減量施策への協力

キャンペーン等の市の減量施策にご協力ください。平成30年度の予定は「研修会(2回程度、時期未定)」「3R推進月間における街頭啓発キャンペーン(10月)」です。詳細が決まり次第、当ニュース紙面等でご案内いたします。



研修会



3R推進啓発活動

1、2 の物品、印刷物は資源循環課、または環境事業課窓口で配布しています。

お知らせ
(その1)

再生資源集団回収報奨金制度

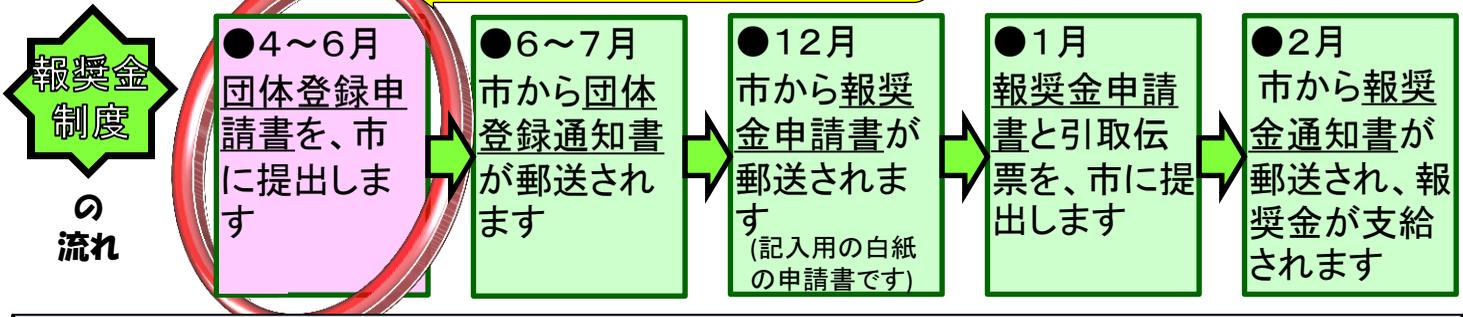
期限:6/29(金)

平成30年度分団体登録の受付中です

推進員の皆さまには、①集団回収が行われていない地域や取組の拡大を検討されている場合の制度の紹介
②例年制度を利用されている集団回収団体さんも、新年度の登録が必要であることのお声かけを
お願いいたします。

現在、再生資源集団回収報奨金制度の団体登録を受付しています。報奨金の支給にあたっては**団体登録が必要です**。登録は自動で更新されないため、**前年度に登録している団体であっても改めて登録手続きが必要です**のでご注意ください。受付期限は6月29日(金)です。

今回の団体登録は、全体の流れのこの部分にあたります。



再生資源集団回収報奨金制度 について

1 制度の概要

資源物の集団回収を行う団体に対して、**報奨金を支給する制度です**。
集団回収とは、市が実施している資源物回収とは別に、住民団体等が古紙、缶等を自主的に集め、回収業者に引き渡す活動です。

2 報奨金(金額、支給方法)

- 金額は、基本額20,000円に回収実績1トンにつき1,500円を加えた合計となります。(ただし、上限額75,000円)
- 支給方法は、団体名義の金融機関口座への振り込みとなります。

3 制度の対象団体 ●(1)~(3)の全ての要件を満たす団体が対象です●

- 市内の地域住民で構成する営利を目的としない団体(自治会、子ども会、婦人会、老人会等)又は社会福祉法人であって、再生資源集団回収実施団体として登録していること
- 定期的に再生資源の回収を行い、自ら再生資源回収業者へ売却処分していること
- 再生資源の年間回収回数が6回以上であり、かつ年間回収量が1トン以上であること

お知らせ
(その2)

ごみの分け方・出し方ガイドブックが

新しくなりました

新しくなった「分け方・出し方ガイドブック」を、広報4月号と同じ時に皆様のお宅へお届けしています。掲載内容を見直し、次のような掲載を追加しましたのでぜひ、ご一読ください。



分別フロー図
...資源物・ごみの区分の判別方法を、設問と「はい・いいえ」で整理しています。

小型家電
...平成29年度から始まった小型家電の回収について(対象品目、方法、場所等)を記載しています。

他にも、
・誌面レイアウトの変更
・ごみ分別アプリに関する掲載等を実施しました。

